

外来生物種規制法案要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、特定外来生物種の輸入の制限、管理、防除等につき必要な事項を定めることにより、国内における生物の多様性の確保を図り、もって良好な環境の保全に寄与することを目的とするものとする。

（第一条関係）

二 定義等

1 この法律において「特定外来生物種」とは、本来国内に存在しない生物の種（亜種又は変種がある種にあっては、その亜種又は変種を含む。以下「生物種」という。）のうち、国内において現にまん延しており、又はまん延するおそれがある生物種であって、そのまん延が国内における生物の多様性の確保に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして環境省令で定めるものをいうものとする。

（第二条第二項関係）

2 この法律において「特別特定外来生物種」とは、特定外来生物種のうち、その管理が著しく困難で

あり、かつ、そのまん延が国内における生物の多様性の確保に重大な支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして環境省令で定めるものをいうものとする。 (第二条第三項関係)

- 3 環境大臣は、1又は2の環境省令を制定し、又は改廃しようとするときは、生物種の生物の多様性に及ぼす影響その他生物種に関し専門の学識経験を有する者(以下「学識経験者」という。)の意見を聴かなければならないものとする。 (第二条第四項関係)

第二 輸入の制限等

一 特定外来生物種の輸入の制限

- 1 特定外来生物種(特別特定外来生物種を除く。)の生きている個体(卵、種子、孢子その他の環境省令で定める物及びその個体の器官であって環境省令で定めるものを含むものとする。以下同じ。)を輸入しようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならないものとする。
- 2 1の許可を受けようとする者は、氏名及び住所等、輸入しようとする生物種の名称及びその数量、輸入の目的、輸入後の管理方法その他環境省令で定める事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならないものとする。

- 3 環境大臣は、1の許可の申請があった場合には、当該申請に係る個体について適正な管理が行われないおそれがあると認めるときを除き、1の許可をしなければならないものとする。
- 4 1の許可を受けた場合には、1の許可を受けたことを証する書面を添付して輸入しなければならないものとする。
- 5 1の許可には、国内における生物の多様性の確保を図るために必要な条件を付することができるものとする。

(第三条関係)

二 特別特定外来生物種の輸入の制限

- 1 何人も、特別特定外来生物種の生きている個体を輸入してはならないものとする。ただし、試験研究の用その他環境省令で定める特別の用に供するため環境大臣の許可を受けた場合は、この限りでないものとする。
- 2 一の2、4及び5は、1の許可について準用するものとする。

(第四条関係)

三 新規外来生物種の輸入の制限

- 1 新規外来生物種（第五の一の国内生物種台帳に記録されていない生物種をいい、特定外来生物種に該当するものを除く。）の生きている個体を輸入しようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならないものとする。
- 2 1の許可を受けようとする者は、氏名及び住所等、輸入しようとする生物種の名称及びその数量その他環境省令で定める事項を記載した申請書に、当該生物種の生息又は生育等の状況、当該生物種と類似する生物種その他の当該生物種が国内における生物の多様性に及ぼす影響について参考となるべき事項として環境省令で定めるものを記載した書類を添付して、これを環境大臣に提出しなければならないものとする。
- 3 環境大臣は、1の許可の申請があった場合には、その申請を審査し、申請に係る生物種が国内における生物の多様性の確保に支障を及ぼすおそれがあるものでないと確認したときでなければ、1の許可をしてはならないものとする。
- 4 環境大臣は、3の審査をするときは、学識経験者の意見を聴かななければならないものとする。

5 一の4は、1の許可について準用するものとする。

6 1から5までのほか、1の許可の申請の申請の申請の手続及び審査に関し必要な事項は、環境省令で定めるものとする。

(第五条関係)

四 特定外来生物種等の輸入における証明書の添付

第五の一の国内生物種台帳に登録されている生物種であって特定外来生物種に該当しないことの確認が容易にできるものとして環境省令で定める生物種以外の生物種の生きている個体を輸入しようとする者は、環境省令で定める場合を除き、その個体に当該生物種の名称を証する外国の政府機関が発行した証明書その他の環境省令で定める証明書を添付しなければならないものとする。 (第六条関係)

五 特定外来生物種の侵入の防止

1 国は、特定外来生物種の生きている個体が輸入貨物への付着等によって国内に侵入することを防止するため、特定外来生物種の生きている個体の輸入貨物への付着の有無の調査等に関する体制の整備に努めるとともに、侵入の経路の調査、駆除の要請その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国民は、1の国の措置に協力するよう努めるものとする。

(第七条関係)

第三 特定外来生物種の生きている個体の管理等

一 飼養等を行う者の届出

1 国内において特定外来生物種の生きている個体の飼養等（飼養、栽培その他の環境省令で定める行為をいう。以下同じ。）を行う者は、その開始の日から三十日以内に、氏名及び住所等、飼養等を行う生物種の名称その他環境省令で定める事項を環境大臣に届け出なければならないものとする。ただし、一時的な飼養等を行う者その他の環境省令で定める者については、この限りでないものとする。

2 1の届出をした者は、その届出に係る事項に変更があったとき、又はその者が国内において特定外来生物種の生きている個体の飼養等を行わなくなったときは、その日から三十日以内に、その旨を環境大臣に届け出なければならないものとする。

(第八条関係)

二 管理指針

- 1 環境大臣は、特定外来生物種の生きている個体について適正な管理が行われることを確保するため、当該特定外来生物種の生きている個体の管理に関する指針（以下「管理指針」という。）を定めるものとする。
- 2 環境大臣は、管理指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、学識経験者の意見を聴かなければならないものとする。
- 3 環境大臣は、管理指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

（第九条関係）

三 遵守義務

特定外来生物種の生きている個体の管理は、管理指針に従って行わなければならないものとする。

（第十条関係）

四 勧告及び命令

- 1 環境大臣は、特定外来生物種の生きている個体の管理が管理指針に適合しないものであると認める場合において、国内における生物の多様性を確保するために必要があると認めるときは、その管理を行う者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができるものとする。
- 2 環境大臣は、1の勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

(第十一条関係)

五 禁止行為

何人も、みだりに、特定外来生物種の生きている個体を放ち、植栽し、まき、捨て、又は飛散させてはならないものとする。

(第十二条関係)

六 取扱いの状況等の届出

特定外来生物種の生きている個体の販売その他環境省令で定める取扱いを業として行う者は、毎年、当該特定外来生物種の名称、取扱いの状況その他環境省令で定める事項を環境大臣に届け出なければな

らないものとする。

(第十三条関係)

第四 特定外来生物種の防除

一 防除指針

- 1 環境大臣は、特定外来生物種のまん延を防止するため、特定外来生物種の防除に関する指針（以下「防除指針」という。）を定めるものとする。
- 2 防除指針においては、特定外来生物種の防除に関する基本的な事項、二の二の特定外来生物種防除計画の作成に関する事項その他特定外来生物種の防除に関し必要な事項を定めるものとする。
- 3 環境大臣は、防除指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、中央環境審議会の意見を聴かなければならないものとする。
- 4 環境大臣は、防除指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(第十四条関係)

二 特定外来生物種防除計画

- 1 都道府県は、必要に応じ、当該都道府県の区域内における特定外来生物種の生息又は生育の状況等に関する調査を行うものとする。
- 2 都道府県は、1の調査の結果に基づき、特定外来生物種のまん延を防止するため必要があると認めるときは、防除指針に即し、当該特定外来生物種の防除に関する計画（以下「特定外来生物種防除計画」という。）を定めることができるものとする。
- 3 特定外来生物種防除計画においては、防除を行うべき特定外来生物種の名称、区域及び期間、防除の内容その他必要な事項を定めるものとする。
- 4 都道府県は、特定外来生物種防除計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、自然環境保全法第五十一条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならないものとする。
- 5 都道府県は、特定外来生物種防除計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、環境大臣に報告しなければならないものとする。

（第十五条関係）

三 指示

- 1 環境大臣は、特定外来生物種のまん延を防止するため特に必要があると認めるときは、都道府県に対し、特定外来生物種防除計画を定め、又はこれを変更するよう指示することができるものとする。
- 2 都道府県は、1の指示を受けたときは、速やかに、特定外来生物種防除計画を定め、又はこれを変更しなければならないものとする。

(第十六条関係)

第五 雑則

一 国内生物種台帳

環境大臣は、国内生物種台帳を備え、国内に存在し、又は存在していたことを確認した生物種を記録するものとする。

(第十九条関係)

二 命令の改廃等

環境大臣は、環境の変化又は科学的知見の充実に応じ、適時に、この法律に基づく命令の改廃又は指

針の改定をするように努めなければならないものとする。

(第二十条関係)

三 情報の公表

環境大臣は、生物種の生きている個体を輸入しようとする者、管理する者等の便宜を図るため、この法律に基づく生物種の輸入の制限、管理等に関する情報をインターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

(第二十一条関係)

四 啓発活動等

国及び地方公共団体は、特定外来生物種の輸入の制限、管理、防除等について、知識の普及、情報の提供等を行うとともに、国民の理解及び協力を得るための啓発活動を推進するものとする。

(第二十二条関係)

五 補助

国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、特定外来生物種防除計画に基づく事業を実施する都道府県に対し、当該事業の実施に要する経費の一部を補助することができるものとする。

(第二十三条関係)

六 適用除外

この法律（第五の一に係る部分を除く。）の規定は、他の法令に基づき、国内におけるまん延を防止するための措置として環境省令で定める措置が講じられている生物種については、適用しないものとする。

（第二十四条関係）

七 取締りに従事する職員

環境大臣は、その職員のうち政令で定める要件を備えるものに、第三の四等の権限の一部を行わせることができるものとする。

（第二十五条関係）

第六 罰則について必要な規定を設けること。 （第二十八条から第三十二条まで関係）

第七 その他

一 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

（附則第一条関係）

二 本来国内に存在する生物種であってそのまん延が国内における生物の多様性の確保に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものに係る規制の在り方及び特定外来生物種その他の生物種の生きている個体

の取扱いを業として行う者に係る規制の在り方については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。 (附則第二条関係)

三 この法律の規定については、この法律の施行後五年を目途として、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。 (附則第三条関係)

四 その他所要の規定を整備すること。